

公立大学法人横浜市立大学告示第 151 号

公募型プロポーザル方式の実施

次のとおり、「横浜市立大学附属病院院内保育業務委託」について、公募型プロポーザル方式による契約を実施します。

令和 4 年 10 月 24 日

公立大学法人横浜市立大学理事長

公立大学法人横浜市立大学附属病院  
院内保育業務委託に関する公募型プロポーザル募集要項

## 1 趣旨

公立大学法人横浜市立大学附属病院は“市民が心から頼れる病院”を理念に掲げ、横浜市内唯一の特定機能病院として先進的な高度医療を含め、安心・安全な医療を市民の皆様に提供することを目指すとともに、研修医及び医学生、看護学生など、将来の医療を支える医療人の教育・育成にも努めています。

今回、当院では、医療に従事する職員の乳幼児の保育を行うことで、職員の確保・定着を図ることを目的として、院内保育業務委託業者を募集します。

広範かつ専門的な知識・ノウハウ・経験を有する、優秀な事業者を公募型プロポーザル方式により特定するため、本募集要項において必要な手続きについて定めています。

## 2 件名

公立大学法人横浜市立大学附属病院院内保育業務委託

## 3 主催者

公立大学法人 横浜市立大学附属病院

## 4 プロポーザルの性格

本プロポーザルは、公募型により行います。また、本プロポーザルは与えられた条件下において受託候補者の考え方や具体的な準備・運営に関する能力等を「提案」を通して評価し、受託者を公正かつ客観的に特定するものです。プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容及び提案金額に沿って実施するものではありません。

## 5 当院の概要

- (1) 所在地：横浜市金沢区福浦 3 丁目 9 番地
- (2) 患者数（令和 3 年度実績）：入院患者 511 人／日（病床稼働率 78.2%）
- (3) 病床数：674 床（ICU、HCU、CCU、ACU、NICU を含む）

## 6 募集する委託業務概要

院内保育所における通常保育（月極保育）、一時保育、夜間保育、土曜保育、及び病児・病後児保

育

※詳細については別紙「院内保育業務仕様書」参照

## 7 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

## 8 応募資格

応募しようとする者は、次の各号に定める要件をすべて満たすとともに、当該業務の完了まで業務を履行できる者としします。

- (1) 「令和3・4年度 横浜市一般競争入札有資格者名簿」の営業種目「事務・業務の委託」または「その他の委託等」で「「保育園、保育室、保育所」の運営」等で登録していること。また、プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の選定の日まで横浜市一般競争入札参加停止及び指名停止等を受けていない者であること。
- (2) 最近の5年間、継続して健全な運営実績を持ち、かつ安定した経営能力を有すること。
- (3) 最近の5年間に病床数が500床以上の病院の院内保育所において、通常保育（月極保育）、一時預かり保育、夜間保育及び病児・病後児保育の受託実績を有していること。
- (4) 別紙仕様書に記載の業務遂行が可能であり、条件に当てはまる人員を配置できる者であること。
- (5) 事故発生時に受託者の責任において即刻対応ができること。

## 9 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、必ず参加意向申出書を提出してください。

- (1) 提出書類：参加意向申出書（様式1） 1部
- (2) 提出期限：令和4年11月4日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出先：公立大学法人横浜市立大学附属病院 職員課職員担当  
所在地 〒236-0004 横浜市金沢区福浦3-9  
電話 045-787-2923（直通）
- (4) 提出方法：郵送（簡易書留）または持参

## 10 質問及び回答

募集要項及び提案書作成にかかる質問は、質問書を提出してください。電話、FAX及び口頭による質問及び回答は一切致しません。

- (1) 提出書類：質問書（様式2） 1部
- (2) 提出期限：令和4年11月18日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出先：公立大学法人横浜市立大学附属病院 職員課職員担当  
電子メール：ml-shokuin@yokohama-cu.ac.jp
- (4) 提出方法：電子メール
- (5) 回答方法：令和4年12月2日（金）までに、「参加意向申出書」の提出者全員に対し、電子メールで回答します。

## 11 提案方法・時期

提案書を提出するとともに、当院にてプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションは非公開とし、評価委員のみ公開します。

(1) 提出書類：以下の書類について各10部（正本1部、副本9部）ご提出ください。

①提案書（様式3）

提案書表紙のみ会社名の記載が可能です。その他の箇所はすべて会社名の記載及び会社名が推定できる記載は行わないでください。

②提案書本文 ※様式自由

③会社概要（パンフレット可）

※提案書表紙以外は会社名の記載及び会社名が推定できる記載は行わないでください。

④実績資料（「8 応募資格（3）」に記載された他病院での実績がわかる資料）

(2) 提案書提出方法

①提出期限：令和4年12月16日（金）午後5時（必着）

②提出先：公立大学法人横浜市立大学附属病院 職員課職員担当

所在地 〒236-0004 横浜市金沢区福浦3-9

電話 045-787-2923（直通）

③提出方法：郵送（簡易書留）または持参

(3) プレゼンテーション

①実施日：令和4年12月27日（火）予定

②会場：公立大学法人横浜市立大学附属病院内会議室

③時間：プレゼンテーション時間は質疑応答を含めて、1社30分程度を予定しています。

(4) その他

①プレゼンテーション時の資料は提案書を使用し、口頭にて説明を行っていただきます。なお、提案書の変更・追加は認めません。

②プレゼンテーション時は、当方においてプロジェクターとノートパソコンを準備します。メディアはご持参ください。

③実施時間及び会場等の詳細については、別途お知らせします。

④提案者が5社以上の場合は、第1次評価において書類選考を実施したのち、合格者によるプレゼンテーションを行います。

## 12 提案内容

当院の理念と保育業務における基本方針を踏まえた上で、次の業務及び取り組みの具体的かつ詳細な運営方法をご提案ください。

(1) 当院の理念：当病院は、「市民が心から頼れる病院」として、高度でかつ安全な医療を市民に提供するとともに、質の高い医療人を育成します。

(2) 保育業務における基本方針：育児をする当院の医療従事者がワーク・ライフ・バランスを実現しながら、安心・安全な医療を行うことができるよう、充実した保育サービスを提供します。

(3) 提案項目

- ①院内保育所における通常保育（月極保育）、一時保育、夜間保育、土曜保育及び病児・病後児保育の考え方と保育内容（基本方針、月齢別のデイリープログラム、健康管理体制など）
- ②保護者及び当院との連携に対する取り組み
- ③保育環境（安全面・衛生面）を整えるための取り組み
- ④危機管理に関する取り組み（防災、不審者の侵入、災害時・事故発生時等に対する対応）
- ⑤保育職員の確保及び勤務体制（常勤保育職員と非常勤保育職員の配置の考え方や役割・連携等）、保育職員の育成及び研修、健康管理体制
- ⑥個人情報の取り扱い
- ⑦提案内容を実現させるための業務委託料
- ⑧その他・自由提案

### 13 提案書に必ず含める事項（順不同）

- (1) 当院の理念及び当院の保育業務における基本方針を実現させるための貴社の基本方針
- (2) 提案内容を実現させるための業務委託費用  
※本提案は、5か年で233,000,000円（10%税込）以内の提案内容としてください。  
なお、利用者数は別添資料を参考に想定してください。
- (3) 他医療機関における同様の提案に係わる貴社の実績
- (4) 通常保育（月極保育）、一時保育、夜間保育、土曜保育及び病児・病後児保育
- (5) 当院保育業務を担当する人的配置体制（各業務での経験年数含む）
- (6) 保育業務受託者の変更に伴う保育業務の移行方法・移行期間及び、対応に係る費用について
- (7) 各種保険の加入状況について

### 14 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とします。

- (1) 参加意向申出書または、提案書等に虚偽の記載をした者
- (2) 提案書等の提出が期限に遅れた者

### 15 特定の取消

次のいずれかに該当した者は特定を取り消す場合があります。

- (1) 業者の特定後、提案書等の内容及びプレゼンテーションに虚偽があった場合、または仕様を満たしていないことが判明した場合。
- (2) 倒産等により履行することができないと判断された場合。
- (3) 上記（1）及び（2）により取り消しとなった場合は、次点の業者を特定します。

### 16 評価方法

- (1) 提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に判断し、項目ごとに評価します。
- (2) 評価決定により、随意契約交渉業者を選定します。
- (3) 応募者が1社のみとなった場合は、一定レベルの業務・質を保てるよう、最大評価点（満

- 点)の60%を評価基準点として、基準点を下回る場合には本プロポーザルを不正立とします。
- (4) 総合評価点数が同点の場合は、業務委託費用が安価である応募者を優位とします。

## 17 結果通知

- (1) 令和5年1月下旬までに提案書の提出者に対し文書で通知します。
- (2) 評価結果について希望される場合のみ、点数を通知します。当院が通知を発送した日の翌日起算で、5営業日以内にその旨の文書を提出してください。

## 18 提案及び契約に関する基本事項

- (1) 各種書類の提出においては次の事項についてご注意ください。
- ①原則として提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。
  - ②郵送の場合は、発送後に必ず職員課職員担当まで電話連絡を行ってください。
  - ③持参の場合は、平日午前9時から午後5時までの間に、横浜市立大学附属病院4階職員課職員担当までお越しください。
  - ④提案書の作成及び提出等に係る費用は貴社の負担とします。
  - ⑤提案内容に虚偽または信義則に反するものがあつた場合は無効となります。
  - ⑥プロポーザルは随意契約交渉業者の選定を目的に実施するものです。本書に記載している業務の内容は現時点での当院の考え方の基本であり、提案を受けて委託業者を選定します。
  - ⑦プロポーザルは1業者につき1提案のみとします。
  - ⑧契約締結後、受託者は提案業務に着手する前に、当院と業務内容、手順、手法、個人情報等の安全対策等について、綿密な協議を行います。
  - ⑨受託者は、提案業務に着手する前に公立大学法人横浜市立大学個人情報取扱特記事項に基づき、「個人情報保護に関する誓約書」、「研修実施報告書」を提出してください。
  - ⑩本提案の委託契約に係る一般的事項については、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱要領第18条第2項第2号に規定する委託契約約款を適用します。
  - ⑪後日、選定された提案者と契約価格交渉を行い、業務委託契約を締結します。
  - ⑫受託者は業務の全部または大部分を一括して第三者に委託し、請け負わせてはなりません。
  - ⑬業務の遂行にあたり、定めのない事項や疑義が生じた場合は、当院と受託者で互いに誠意を持って協議するものとします。
  - ⑭上記以外の契約内容の詳細については、プロポーザルによる随意契約交渉業者決定後に当院と受託者の協議のうえ決定します。
  - ⑮本提案で知り得た情報は第三者に漏らしてはなりません。
- (2) 提案書の取り扱い
- ①提案書等は、本業務受託者の特定以外に応募者に無断で使用しないものとします。ただし、次の場合には使用することがあります。
    - ア 公正性、透明性を期すために、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等の関連規定に基づき公開することがあります。
    - イ 受託者として特定された提案者の提案書等については、受託者特定後、一定の期間、ホーム

ページでの公表や、評価報告書の作成等に使用することがあります。

②提案書等は、受託者の特定を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがあります。

③提案書等の提出後、当院の求めにより補足資料の提出をお願いする場合があります。

④提出された提案書等は返却しません。

⑤プロポーザルは受託者の特定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、当院との協議により仕様書を確定していきますので、必ずしも提案内容に沿って全て実施するものではありません。

⑥プロポーザルの作成のために当院において作成された資料は、当院の了解なく公表、使用することはできません。

## 19 プロポーザル実施スケジュール

- 10月24日（月） ホームページにて公募開始
- 11月 4日（金） 参加意向申出書締切
- 11月11日（金） 参加資格確認結果通知・提出要請書の送付
- 11月18日（金） 質問受付締切
- 12月 2日（金） 質問回答
- 12月16日（金） 提案書提出締切
- 12月27日（火） プレゼンテーション実施予定
- 1月下旬 特定業者結果通知書発送
- 2月上旬 以降、特定受託者との協議、業務引継
- 3月下旬 契約締結（令和5年度予算の決定後）

## 20 停止条件

当委託業務は、令和5年度予算が決定されることを条件とする案件です。

停止条件が解除されない場合は、委託業務として成立しません。

## 21 事務局

公立大学法人横浜市立大学附属病院 職員課職員担当【担当者：斉藤、蔵重】

所在地：〒236-0004 横浜市金沢区福浦3-9

電話：045-787-2923（直通）

電子メール：ml-shokuin@yokohama-cu.ac.jp

別紙 想定利用者数

保育業務名	想定的人数又は回数
通常保育	0～1歳児 22名 2歳児 5名 3歳児以上 3名
土曜保育	毎週3名程度
一時保育	1日あたり3名まで
夜間保育	月2回程度、1回あたり2名未満
病児・病後児保育	月15回程度